

# 埼玉県中学校体育大会出場規定

- 第 1 条 本連盟の主催あるいは、共催する体育大会に出場する場合は、すべてこの規定によるものとする。
- 第 2 条 本連盟の主催あるいは、共催する体育大会に出場する場合は、次の事項を厳守しなくてはならない。これらの事項のいずれかが守られてない場合は出場を認められない。
- (1) 大会の申し込みは、所定の様式にしたがって記載し、参加費を添えて、学校長の責任において（校長印捺印）提出するものとする。
  - (2) 大会の申し込みは、定められた期日、時刻（代表者会議）までに、所定の宛先に提出する。
  - (3) 代表者会議への出席は、出場校の校長・教員・部活動指導員\*<sup>1</sup>（以下、指導員）とする。  
（以下、支援員）とする。
  - (4) 参加者は、各大会の要項に従い選手資格、チームの編成及び登録選手の変更等を厳守する。なお、一大会における同一競技の参加は、地区予選も含め、1度のみとする。
  - (5) 大会申し込みの後、参加校の事由により欠場する場合は、大会開始前に必ず大会本部（専門委員長）に連絡する。
  - (6) 大会当日、定められた時間内に校長・教員・指導員又は、校長が認めた保護者が受付を完了する。
  - (7) 大会へ出場する選手及び応援生徒の引率は校長・教員・指導員とする。
  - (8) 個人種目へ出場する生徒の引率は、校長が認めた保護者としてすることができる。
  - (9) 開会式（開始式）には、原則として大会参加者全員が参加するものとする。
  - (10) 合同チームによる大会参加規程により合同チームによる大会参加を認める。
  - (11) 特別支援学校中学部生徒、朝鮮初・中級学校の中学校生徒の大会参加は「盲・ろう・養護学校生徒の埼玉県中学校体育大会への参加について」並びに「朝鮮初・中級学校の埼玉県中学校体育大会の参加について」の覚書による。
- \* 1) 部活動指導員とは、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者であり、学校設置者により任用されている者をいう。
- 第 3 条 本連盟の主催あるいは、共催する体育大会とは、おおむね次のものである。
- (1) 学校総合体育大会
  - (2) 新人体育大会兼県民総合体育大会
  - (3) 通信陸上競技県大会
- 第 4 条 本連盟の主催あるいは、共催する体育大会の運営は、各種目別専門部の規定により行うものとする。
- 第 5 条 本連盟の主催あるいは、共催する体育大会に出場する各校は、次の事項に留意する。
- (1) 会場内（試合場、応援見学席）における選手ならびに応援見学者の掌握
  - (2) 試合場における選手のマナー
  - (3) 会場内における応援見学者のマナー
  - (4) 会場内外の整備や施設利用のきのり
  - (5) 大会運営への協力
  - (6) その他、教育活動としての配慮
- 第 6 条 大会規定に無い不測の事態が生じた場合は、大会本部の協議によりこれを処理する。
- 付 則 本大会規定は昭和52年2月22日より施行する。
- |                |                |
|----------------|----------------|
| 昭和59年4月18日一部改正 | 平成18年4月26日一部改正 |
| 平成9年4月25日一部改正  | 平成19年4月25日一部改正 |
| 平成10年4月24日一部改正 | 平成27年4月22日一部改正 |
| 平成14年4月24日一部改正 | 平成29年4月26日一部改正 |
| 平成15年4月25日一部改正 | 平成30年4月25日一部改正 |
| 平成16年4月23日一部改正 |                |